

公示番号第90号
令和7年10月1日
岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

土岐市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
大富	土岐市泉町大富220番地4先	土岐市が実施する一般旅客自動車運送事業(土岐市AIデマンド交通)の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	土岐市地域公共交通活性化協議会において、令和7年7月15日合意済み